

第1回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和2年10月12日(月) 自 午前10時02分
至 午前11時51分

第2 場 所 法務省1階「東京保護観察所集団処遇室」

第3 議 題

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 委員の紹介等
4. 会議の運営について
5. 検討事項及びスケジュールについて
6. 意見交換
7. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○**渡邊参事官** 予定の時刻となりましたので、第1回ODR推進検討会を開会させていただきます。

まず、この会議での発言方法について説明させていただきます。

ウェブ会議システムにより参加される方は、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除き、マイク機能をオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

御発言を希望される際は、挙手機能を使用してください。手のひらマークがあるかと思えます。その手のひらマークをクリックすると挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終わりましたら、マイクをオフにして、手のひらマークをクリックして、手を上げるようお願いいたします。また、問題が生じて挙手機能を使えないときは、実際に手を挙げていただくようお願いいたします。また、会場に御出席の方も、御発言を希望される際は、その場で挙手をお願いいたします。御発言される方、これは会場の方、ウェブ参加の方、いずれもそうですが、お名前をおっしゃってから御発言いただくよう、御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、司法法制部審査監督課長の山上より御挨拶がございます。

○**審査監督課長** 審査監督課長の山上でございます。

委員の皆様方におかれましては、今回、ODR推進検討会委員への御就任御快諾を頂きまして、心より御礼を申し上げます。

少し時間を頂いて、検討会の開催に当たって、一言御挨拶をさせていただきたいと思えます。

司法制度改革の一環として、いわゆるADR法が制定をされまして、民間のADRの認証制度がスタートしてから13年が経過をいたしました。この間のADRを取り巻く環境の変化として、まずは、IT、AI技術の目覚ましい進展というのが挙げられようかと思えます。それらの技術を活用したADR、すなわちODR、これは、潜在的な紛争解決ニーズをすくい上げ、司法アクセスの向上に寄与するものとして、あるいは、このコロナ禍の下で対面が難しい状況でも機能し得る紛争解決手段として、注目度が一層高まっているかと思えます。

また、ADR法制定のときからの検討課題でございます執行力に関してでありますけれども、国連条約の議論を通じて、国際商事の分野においては、調停による和解合意に執行力を付与する必要があるとの機運が高まっている、このことも大きな環境変化の一つであると考えられます。

こうした流れを踏まえて、内閣官房に設置をされたODR活性化検討会、こちらが本年3月に取りまとめた報告書では、ADR手続においても、IT、AI技術を適正に活用することができるよう、ADR法の規律の見直しを進める必要がある、また、調停における和解合意の執行力に関する国際的な潮流をも踏まえた多角的な検討が求められるとされております。

また、本年7月17日に閣議決定されました「成長戦略フォローアップ」においても、ODRの推進に向けて、民間ADRにおける和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの可否を含めた検討を今年度中に進めることとされております。

これらを踏まえまして、法務省としては、各界の有識者の皆様から専門的な知見に基づく

幅広い御意見を伺いながら、ADR法の規律の見直しなど検討をし、ODRの推進につなげていくことで、民事裁判手続のIT化とあいまって、国民の司法アクセスの向上を図っていききたい、そういった思いをもって、本検討会を立ち上げた次第でございます。

委員の皆様には、是非様々な角度から充実した御議論を交わしていただきまして、この検討会が実り多いものとなりますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○**渡邊参事官** 続きまして、本日御出席の委員、オブザーバーの皆様を御紹介したいと思います。なお、山田文委員は、所用のため、やむを得ず本日御欠席との連絡を受けています。

(以下、資料1の「2 構成員」の記載順に自己紹介)

○**出井委員** 弁護士の出井直樹と申します。よろしくお願いをいたします。所属は、第二東京弁護士会でございます。

私は、先ほど山上課長から紹介ございましたが、もう十五、六年以上前になりますかね、司法制度改革推進本部に設置されたADR検討会でADR法の制定が進んだわけですが、そのADR検討会に日弁連の委員の、その頃は、私は委員の随行で出ておりました。その頃からの関わりでございます。

そのほか、ADR機関の運営でありますとか、弁護士会の中でのいろんなADR法制に関する取組に関わってまいりました。近いところでは、これも御紹介ございましたが、昨年9月、政府に設けられたODR活性化検討会の委員も務めておりました。よろしくお願いをいたします。

○**上田委員** 九州大学から参りました上田竹志と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

普段は、民事訴訟法の研究をしておりますが、出井委員からも御紹介ありましたけれども、昨年度のODR活性化検討会にも委員として参加しておりまして、こちらでもまた実りの多い議論ができるということを期待しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○**小澤委員** 司法書士の小澤といいます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私も、先ほどお話のあったODR活性化検討会でオブザーバー参加をさせていただきました。そして、これも先ほどお話があった、民事裁判のITの法制審議会の部会の委員としても参加をさせていただいているところであります。静岡県司法書士会所属でございます。

今回のこの議論も、司法アクセスの向上につながると確信しておりますので、非常に期待しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○**垣内委員** 東京大学の垣内と申します。

私は、民事訴訟法を専攻しておりますけれども、従来からADRについては関心を持って研究対象としてまいりました。ODRとの関係では、先ほど来御発言に出ておりますODRの活性化検討会に参加させていただきまして、議論に加わらせていただいております。また、ADRの関係につきましては、日本ADR協会での活動、あるいは幾つかのADR機関での実務にも携わる機会を頂いております。

大変微力ではございますけれども、少しでも議論に貢献できるように尽くしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

○**川口委員** 国民生活センターの川口徳子でございます。相談情報部と広報部を担当しております。日頃は、国民生活センターの活動に御指導、御支援くださりまして、どうもありがとうございます。

国民生活センターは、ADRを2009年にスタートし、今年で11年目になります。昨年度は約200件の申請を頂いて、現在和解率60%といった状況でございます。また、ODRとしましては、国民生活センター越境消費者センター、CCJで海外の事業者との取引でのトラブルに遭った消費者の相談をウェブで受け付けております。海外の15の消費者相談機関とMOC提携を結んで、トラブル解決に取り組んでおります。私どもとしまして、この執行力と、あとオンライン化といったのを大きな課題と感じておりまして、大変期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**齊藤委員** 弁護士の齊藤睦男です。初めての方が多くいらっしゃいますが、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、日弁連のADRセンターの委員長を務めておりますが、所属が仙台弁護士会です。2011年の3.11のときに、仙台弁護士会が震災ADRを立ち上げましたが、そのときは仙台弁護士会ADRセンターの委員長を務めておりました。仙台弁護士会は、最近では、コロナ禍を災害ととらえて、いち早くリモートADRを取り入れてコロナ災害ADRを始めしております。

そういった観点から、ODRについても大変関心を寄せている1人であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐成委員** 東京ガスの参与で、企業内弁護士をしております佐成と申します。よろしくお願いいたします。

私のADRとの関わりは、先ほどから話題に出ております、2002年に司法制度改革推進本部に設けられ、38回まで行われたADR検討会に、第21回から第38回まで、委員として参加しておりましたことに始まります。そのときには、執行力の付与が積み残し課題となりましたので、その成り行き、つまり今回の検討会の中でどう決着がつくのか、何か足掛かりができるのかということに、非常に関心を持っております。

それから、私は、経団連から推薦され、普段も経済界、産業界に身を置いておりますので、どちらかという、余り現行規制を強化しないで、できれば現行規制を緩和する形での活性化という方向を目指していきたいと思っております。

それから、ADRそのものの実務ということでは、私の所属する業界にも、民間型のADRとしてPLセンターもございますけれども、基本的に私は司法型のADRであります民事調停の調停委員を10年ほどやっております、今年度は東京簡易裁判所民事調停協会の会長にも就任しましたので、そういった調停実務の知見を、できるだけこの検討会の中にも活かして、実り多い議論にできるように微力ながら尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**渡邊委員** 皆さん、はじめまして。渡邊真由と申します。よろしくお願いいたします。

立教大学の法学部に所属をしております。2014年にスタンフォード大学のADRセンターに客員研究員として留学したことをきっかけとしまして、ODR、ADR、あとは制度設計に係るディスピュートシステムデザインの研究をしております。ODRの関係では、日本ODR協会の設立の方をいたしまして、海外では、マサチューセッツ大学に附設されております、National Center for Technology and Dispute Resolutionという研究機関があるのですが、そちらのフェロー、あとはワインスタイン国際財団のシニア・フェローをしております。

ODRがこれから日本で議論が進むということで、大変楽しみにしております。微力ではございますが、議論に少しでも貢献できるようにと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○**内閣官房** 日本経済再生総合事務局の伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど少し御紹介ありましたが、私ども、この7月に成長戦略のフォローアップを取りまとめておりまして、そこで書かれている趣旨につきまして、より俯瞰的に申し上げますと、正に今、デジタル化についての国民的な議論が高まっている中で、西村大臣も先頭に立って、一言でいいますと、10年以上はかかるであろうデジタル化の取組を1年でやっ飛ばそうと、それぐらいの強い決意で進めております。このスマート公共という分野についても、各種取組を列挙させていただいておりますが、その中に、ODRの推進に向けた検討ということで、具体的な課題を二、三挙げさせていただいているというのが、成長戦略フォローアップの中身になります。

ここの検討会が起点になりまして、時代の要請に応じて、利用者の権利利益が適正に確保され、利便性・実効性の向上、そして、国民各層の期待と信頼に応えられるような司法制度がこの国に根付くことで、再び日本経済が力強く成長していけるということを期待して参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○**内閣官房** 内閣官房の民事司法制度改革推進担当の内閣審議官のもとにおります伊藤と申します。

当方は、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議を担当しており、今年の3月に取りまとめをいたしました。先ほど川口委員からお話がありましたが、CCJが取り組んでおられる越境消費者紛争、この越境消費者紛争の解決に当たってはODRが有用であることから、その点について取りまとめの中で言及させていただいております。

ODRの活性化に関しては官邸としても注目しているところで、この検討会で建設的な議論がされることを大変期待していると、当方の内閣審議官も申しております。どうぞよろしく願いいたします。

○**法務省民事局** 法務省民事局で参事官をしております、福田敦と申します。

今日は、仲裁法制の見直しについて、少し御紹介する機会を与えられております。そのあたりも含めまして、このODR推進検討会との連携と申しますか、議論の推移を見守っていきたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○**最高裁判所** 最高裁民事局第二課長の渡邊と申します。よろしく願いいたします。

私の方は、民事訴訟及び民事調停を所管しておりまして、民事調停も広い意味ではADRに該当しますので、ある意味競合関係に立つのかもしれませんが、ここでADRの議論が活発化することによって、我々が所管している民事調停にもいい影響があればいいと思っておりますので、是非活発な御議論をよろしく願いいたします。

○**日本弁護士連合会** 日本弁護士連合会で弁護士をしております森と申します。よろしく願いいたします。

私は、オブザーバーということですので、黒子という形で関与させていただくことになると思うんですけども、もともとADR、ODRの関係で申し上げますと、2007年から2008年まで、当時、私、内閣府の方で働いておりましたときに、本日もいらっしやっている国民生活センターさんの方のADR機能の導入ということで、国民生活センター法の改

正を担当させていただいたのがきっかけで、その後、弁護士業に戻ってからも、日本ADR協会や日本ODR協会、また、所属しております第一東京弁護士会や日本弁護士連合会等でADR、ODR関係の業務に携わらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○**日本司法書士会連合会** 日本司法書士会連合会で常任理事をしております野崎と申します。よろしくお願いいたします。

日司連には、今、紛争解決支援推進対策部という部署がございまして、本年度は、その中にODRの推進を全面的に支援していこうということで、専門のワーキングチームを設置いたしました。今日は、その座長である山田と一緒に参加をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**日本弁理士会** 弁理士会の下田と申します。よろしくお願いいたします。

私、弁理士会のADR推進機構の運営委員をやっています。それから、弁理士会と日弁連が共同で運営している認定ADR機関である日本知的財産仲裁センターの今年度のセンター長をやっています。今回のODRの議論とか、それから調停、和解合意の執行力の付与というのは、仲裁センターでも非常に興味のあることなので、御議論いただいたことを反映できるように、オブザーバーとして参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○**日本行政書士会連合会** おはようございます。日本行政書士会連合会で、裁判外紛争解決手続推進本部の本部長をしております入江宏幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、このような会にオブザーバーとして参加させていただきまして、本当にありがとうございます。ADR、ODRがますます拡充、活性化できるように、日本行政書士会連合会としても、協力させていただけたらと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○**全国社会保険労務士会連合会** 全国社会保険労務士会連合会のADR委員長をしております後藤と申します。所属は、福岡県委員会所属でございます。

最近、やっぱり労働問題、労働相談がすごく増えてきておりますので、個別労働紛争の解決の促進として参考にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**日本土地家屋調査士会連合会** 日本土地家屋調査士会連合会、ADRの担当をしております、常任理事の北村と申します。よろしくお願いいたします。

土地家屋調査士なので、土地と土地との境界を話し合いで解決していこうというところなんですけれども、全国で50会あります。全て弁護士会さんとの協働でさせていただいているんですけれども、現在の空き地空き家の問題であったり、高齢化の問題というところで、全国の50会をオンラインでつないで、相談、調停をやっていくということで、具体的に理事会にも上げて、年内に協議ができるようにというところで進めております。この検討会のごとも十分参考にさせていただきながら、進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**日本不動産鑑定士協会連合会** 吉田です。私は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会、不動産鑑定士調停センターの運営委員会副委員長をしております。所属は、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会です。

私は、2007年、認証を得るに当たって関わって、それ以後、ADRを担当しておりますが、なかなか不動産鑑定士調停センターのADRの申立ては非常に少ないので、このODRには期待しております。よろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** 続きまして、この検討会の座長の選任を行いたいと思います。

委員の互選でお願いしたいと考えておりますけれども、自薦又は他薦の御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○**出井委員** 座長には、是非、垣内秀介委員にお就きいただきたいと思っております。

垣内委員は、先ほどの自己紹介にもございましたとおり、この分野の研究業績はもちろんですが、それだけではなく、ADR協会その他で、ADRの実務についてもこれまでいろいろな取組をされているということでございますし、それから、直近のODR活性化検討会でも座長代行として議論のリードをされたということでございますので、適任であると思っております。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

垣内委員を推すお声がありましたけれども、ほかにございますでしょうか。

上田委員、お願いします。

○**上田委員** 上田でございます。

私としまして、垣内先生が適任ということで、是非とも御推薦申し上げたいと思います。

研究者の立場からしても、垣内先生が適任と存じます。よろしくお願いいたします。

○**渡邊参事官** ありがとうございます。

垣内委員を推薦される方、2名いらっしゃいましたけれども、ほかの委員の方々も、垣内委員を座長とすることでよろしゅうございますか。

特に御異議ないということのようですので、互選の結果、垣内委員が座長に選任されたものといたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては垣内座長にお願いしたいと思います。その前に、座長に就任されたということで、座長から一言御挨拶を賜りたいと存じます。よろしくをお願いします。

○**垣内座長** このたび、座長を仰せつかりました垣内でございます。大変身の引き締まる思いをしております。一言御挨拶をさせていただきます。

先ほど、山上課長からお話がありましたけれども、委員の先生方は御案内のとおり、現在のADR法制は、2002年に設置されましたADR検討会の議論を基礎として整備されたものであります。その後、2013年から2014年にかけて、ADR法に関する検討会における検討がされたということで、今回の検討会には、ADR法制に関する検討の場ということでは、ADR検討会から数えて3度目、また、現行法制の見直しをめぐる検討ということでは、2度目の機会ということになるかと存じます。

前回のADR法に関する検討会と今般の検討会とを比べてみますと、前回の検討会は、もともとADR法の附則におきまして、法制定時から予定されていた5年後の検討の機会ということでありましたし、これは、私自身の評価ということになりますけれども、正に初めて、全く新しいものとして導入されたADR法制を実際に5年間動かしてみても、何か大きな欠陥がなかったかどうかということを確認するような意味合いが強いものであったようにも感じられます。

それに対しまして、今回の検討会でですが、これは当初から予定されていたものだけということでは、必ずしもありません。先ほど来お話が出ております、社会における技術の

革新ですとか、そうした技術の活用へのニーズの広がり、あるいはADRをめぐる国際的な動きといったことを背景として設けられるに至ったというものでありまして、そういう意味では、現在既存のADR法制について、また、新たな視点から見直す重要な機会になるのではないかとこのように期待をしております。

今回の委員の先生方を拝見いたしますと、当初の、最初のADR検討会の段階で委員、あるいは関係者として既に関与されていた先生方もおられます。また、その一方で、私自身もそうですけれども、今回初めてこういった検討会の場には参加する、関与するという先生方もおられるということで、そういう意味でも、今回の検討会は、初めの2002年のADR検討会から20年弱を経まして、また新たな世代の視点も盛り込むというような形での議論も期待できるのではないかと考えているところでございます。

私自身は大変微力ではございますけれども、今後の日本のADR、あるいはODRが、社会において期待される役割を十分に発展していくための基盤となるような、実りのある検討がこの場でできるよう、委員の先生方に御協力を頂きながら、議事進行に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以降、私の方で議事進行を務めさせていただきます。

初めに、今後の会議の運営につきまして、あらかじめ委員の皆様から御了承を頂きたい事項がございます。

1点目ですけれども、会議については、基本的に非公開とした上で、各回の終了後に、発言者のお名前を明らかにした議事録と資料を、法務省のホームページで公表するというようにしたいと思います。ただ、場合によりましては、議論の過程で公表することが相当でないと思われる御発言や資料が出てくる場合もあるかもしれません。そのような場合につきましては、委員の皆様にお諮りして、座長の判断で、その一部を公表しないこととすることができるようになりたいと存じますけれども、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それから、2点目ですけれども、オブザーバーの方々につきましても、積極的に御発言を頂ければと考えておりますので、必要に応じて、座長の許可を得て御発言いただけるようにしたいと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

その他、会議の運営に関しまして、必要な事項につきましては、随時座長が委員の皆様にお諮りして、判断をしたい、決めたいというように存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、今、いずれの点についても御賛同いただきましたので、今申し上げたような方針で、会議の運営をさせていただきたいと存じます。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。

お手元に議事次第がございますでしょうか。そちらを御覧いただければと存じます。

本日の予定としましては、議事次第に記載のとおりの内容を予定しておりますけれども、議事を進めていくに当たりまして、事務局から配付資料の御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 それでは、簡単に説明資料の確認と説明をさせていただきます。

本日の配付資料は、資料1から資料7までございます。

資料1は、「ODR推進検討会について」というものです。資料2は、「ADR法に関する検討会報告書」というものになります。資料3は、「ODR活性化に向けた取りまとめ」というものになります。資料4は「成長戦略フォローアップ」というもので、資料5は「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」というものになります。いずれも抜粋でございます。資料6は「仲裁法制の見直しを中心とした検討」というもので、資料7は「調停に関するシンガポール条約」というものになります。

資料1を御覧ください。

1のところに、本検討会の設置の経緯及び趣旨が記載しております。ADRについては、近年のITの飛躍的進歩やAI技術の発展に伴い、オンラインでの紛争解決手続であるODRの在り方に注目が集まりつつあるところでございます。

この関係では、先ほど御紹介のありました内閣官房に設置されたODR活性化検討会でも検討が深められたところでございまして、本年の7月に成長戦略フォローアップにおいて、オンラインでの紛争解決の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や、認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討を2020年度中に進めるとされたことを受け、法務省では、この検討会を設置し、各界の有識者であります委員の皆様などから専門的な知見に基づく幅広い意見を伺うこととしたと、こういう次第でございます。

この設置の経緯、趣旨に関連するものとして、資料2から資料7までを配付させていただきました。

そして、この検討会の検討事項でございますが、先ほど御覧いただきました資料1の3の検討事項というところに記載がございます。大きく3点ございますが、まず、1点目が、ODRの推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律の見直しについて、2点目が、民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与について、3点目が、ODRにおける認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方についてということで、これらのことの検討を予定している次第でございます。

なお、資料2から7までのうち、資料3のODR活性化に向けた取りまとめですとか、資料6、7の仲裁法制の見直しに関係する事項につきましては、追って別の方から御紹介を頂く予定にしております。

以上でございます。

○垣内座長 どうぞ。

○出井委員 すみません、ちょっと確認ですが、資料5ですが、この議事次第には「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」という表題なんですけど、これでいいんですか。これが、閣議決定の抜粋ということですか、この資料5が、この表になっているのが。

表題は、世界で一番企業が活動しやすい国の実現という表題になっていますが、これで間違いないですね。

○渡邊参事官 そうでございます。

○垣内座長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいま御説明ありました点について、何か御質問等ございますでしょうか。この段階ではよろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、本年3月に取りまとめられましたODR活性化検討会につ

きまして、私の方から御報告をさせていただきたいと思えます。

配付資料で申しますと、資料3というものを御覧いただければと存じます。こちらが、検討会の報告書と、取りまとめということになっております。

このODR活性化検討会ですけれども、これは、こちらの検討会の委員であります山田委員が座長を務められたものでございますが、本日山田先生御欠席ということですので、同検討会で座長代理ということでありました私の方から、御説明をさせていただきます。

このODR活性化検討会ですけれども、検討会、検討会と申しますと、やや混乱しますので、こちらの方は活性化検討会と呼ばせていただきますが、こちらの活性化検討会は、令和元年9月に内閣官房に設置された検討会でございます。7回の会議を経まして、本年3月に取りまとめられましたのが、本日資料3として配付されている取りまとめでございます。

活性化検討会の構成員につきましては、取りまとめの29ページに記載をされているところでございます。また、活性化検討会の検討経過の概要は、31ページにまとめられております。先行的にODRを取り入れている様々な団体等からお話を伺いまして、議論を深めたということでございます。

さて、内容についてですけれども、要点をかいつまんで御説明をしたいと存じます。

まず、この取りまとめの5ページの図1というところを御覧いただければと存じます。

「法的紛争の一般的解決フローの一例」と題されている図でございます。ここでは、法的な紛争の一般的な解決フローとして、五つのフェーズに分類がされております。左の方から、検討フェーズ、相談フェーズ、交渉フェーズ、そしてADRフェーズ、最後に民事訴訟フェーズという、五つのフェーズに分類をしております。

この活性化検討会における議論の一つの特徴としまして、こうした各フェーズに法的紛争のフローというものを分類しまして、それぞれのフェーズに応じた形でAI、あるいはIT技術の活用の在り方について検討をし、そうした技術を用いて、さらに、この各フェーズ間の連携を円滑にすることができないかといった観点からも、検討がされているということがございます。

それから、この取りまとめの7ページの方を御覧いただければと存じます。

この7ページにおきましては、ODRに期待されている役割等について記載がされております。ODRは、大きな視点としましては、司法アクセスの改善ということに向けた役割が期待されるということになるかと存じます。この点、取りまとめにおきましては、オンラインで実施することで、遠隔地に所在する当事者との間においても、紛争解決手続を実施することができ、時間的、経済的なコストを大幅に削減することが可能になるという点、また、オンライン上の調停の場合には、休日、あるいは夜間における対応も可能になり得るという点、さらに、面会交流の調整ですとかDVに関わる事件などでは、当事者同士が対面することを避けたい場合があり、そうした事案においても、有効に活用できると考えられる点、また、今般のコロナ禍のような状況におきまして、紛争解決を進められるといった点、そういった点が、ODRの機能として記載をされております。

また、オンライン上での相談、あるいはADRを実施するということによりまして、ADR機関の側でも業務の効率化といったような効果が見込まれるのではないかと指摘もされております。

続きまして、12ページを御覧いただけますでしょうか。

この12ページの(4)というところになりますけれども、こちらでは、ADRフェーズにおける取組の方向性が記載されておりまして、ここでも、民事裁判のIT化で議論をされているのと同様に、3つのeを観念することができるということで、いわゆるe提出、e事件管理、e調停の3つに分けて検討をしております。

このうち、e提出につきましては、オンライン提出ということですが、それにとどまらず、例えば、チャット形式による申立書のひな型ですとか自動チェックリストといった機能の提供、チャットボットによる申立書の補正支援といったことも考えられるとされております。

また、e事件管理に関しましては、利用者あるいはADR機関の関係者が、随時事件記録等をウェブ上、あるいはアプリ等で確認、ないしダウンロードすることができ、事件管理、記録保管なども可能にする、そういったシステムが考えられるということが記載されております。

また、e調停につきましては、ウェブ会議で手続を実施するということはもちろんのこと、テキストベースで手続を実施する、あるいは調停人を支援するAIツールといったものの導入も考えられるといった記載がされております。

続きまして、14ページに進んでいただきまして、こちらの図2を御覧ください。「ODRの進行フェーズのイメージ」という題名の図ということになります。

こちらの図におきましては、縦軸と横軸のマトリックス形式でODRの進行フェーズというものがイメージ化されているということでございます。縦軸につきましては、ODRの進行の第1から第3段階というものが示されており、横軸にはつきましては、先ほど言及いたしました、法的紛争の一般的な解決フローというものが記載されているというものでございまして、この図のイメージと申しますのは、今後、ITあるいはAI技術を導入していくことに当たりまして、技術の進化に応じてハードルの低いものから順次導入を検討していくと。それを、ここにあります第1段階から第3段階まで、段階的に発展させていく、そういう方向性をイメージとして示しているというものになります。

例えば、横軸の④、ADRというところを御覧いただきますと、第1段階としては、メールでの申立て、あるいは資料提出、テレビ会議・ウェブ会議の活用といったことが記載されておりまして、続く第2段階としては、更に進んで、非対面のチャット方式（メッセージングアプリ等）の活用ですとか、専用プラットフォーム、これは記録の提出管理等に関わるプラットフォームの活用、利用といったようなことが記載をされております。また、一番進んだ段階である第3段階につきましては、AIによる合意解決の支援、調停人のサポート、あるいは当事者に対する支援といったようなものも挙げられているということです。

さらに、少し進んでいただきまして、資料の23ページを御覧いただけますでしょうか。

この資料の取りまとめの23ページ以下におきましては、ODRの活性化とADR法令の見直しの関係について記載がされております。

具体的には、執行力の付与ということにつきまして、ADRそのものの利便性を向上するということとともに、ODRの利活用によって期待できる紛争解決の迅速化に対応することが期待できるといった記載がされております。また、認証事業者の守秘義務ということにつきましては、和解あっせんの秘密保持の要請が一方であるとともに、ODR活性化のための各フェーズ間の情報連携の必要性といった要請とのバランスを踏まえる必要があるというこ

と、また、データ管理等のセキュリティーに関する規律についても考える必要があるといった記載がされております。

また、ADR法は、成立当時からテレビ会議による手続の実施などを念頭に置いてはおりますけれども、しかし、当時と比べますと、今日では情報通信技術が格段に進歩しているということから、法務省令、ガイドライン等において、今日のような状態でのODRの活用を前提とはしていない部分も見受けられるといった指摘がされておまして、IT、AI技術を活用することが適正にできるように、規律の見直しを進める必要があるのではないかとといった記載もされております。

さて、このODRの利活用ということにつきましては、今年の2月になりますけれども、一般財団法人日本ADR協会におきまして、アンケートを実施しております。こちらの取りまとめでも、35ページ以下にそのアンケートが、別紙の5として添付をされております。このアンケートにおきましては、全て合わせて46の機関から御回答を頂いております。

この別紙5のところ、35ページ以下御覧いただきますと、まず、1のところですが、ここは、ADR機関において、既に実施をしている、あるいは実施を既に計画しているODRについて、お尋ねをしているというところですが、実際にもうやっている、あるいは、具体的に計画しているという機関は、必ずしも多くないということがうかがえるかと思えます。

それに対しまして、35ページの下の方、2のところですが、こちらの方は、既にやっているということでは必ずしもありませんで、関心を持っているというODRについてお尋ねをしているというところでありまして、ここでは、かなりの数の回答機関の方々が、大きな関心を寄せているという数字が見てとれるかなと思われるところであります。

また、次のページ、36ページの3のところですが、今申し上げましたように、関心自体はかなりあるところで、しかし、なお実施までには至っていないというときに、その実施、あるいは計画をちゅうちょしている、その理由は何なのかということについて、お尋ねをしているということでございまして、ここでも出ておりますように、費用についての懸念ですとか、セキュリティー面での心配等々、幾つかの項目について、多くの機関が回答をされていると、そういう状況が示されているということになるかと思えます。

こういったアンケート結果も含めて、本検討会においてODRを導入するハードルが下がること、下がる方向での検討に、何か参考になるのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、私の方からの説明は、差し当たり以上にさせていただきます。

今、御説明いたしました点につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

では、佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 佐成でございます。

非常に丁寧な御説明、ありがとうございました。

1点だけ教えていただきたいと思えます。ODR活性化検討会の議論で、クラウドサービスとODRの関係といったところでは何か議論がされた経緯はございましたでしょうか。ぱっと資料を拝見した限りでは、余りそういったところについては書かれていなかったようですが、最近では、クラウドサービスを結構使う、ビジネスでは相当使っておりますし、それとの連携とかを考えますと、セキュリティーの問題もありますけれども、いろいろ重要に

なってくるのではないかと思ったものですから、ちょっと確認でございます。

○垣内座長 この検討会の委員の先生方の中には、私以外にもこちらの活性化検討会においてであった先生もおられますので、必要があれば適宜補足をしていただければと存じますが、私自身の記憶ということになりますけれども、クラウドサービスについて、全く念頭に置かれていなかったということではなかったように思います。ですから、様々あるIT技術等の一つとして、クラウドということも当然想定範囲内ではあったということかと思いますが、クラウドサービスに特有の問題、例えばセキュリティー上の問題等々について、個別具体的にクラウドとの関係という形で議論が深くされたということでは、必ずしもなかったかなというように記憶しております。

ですので、可能性としてはもちろん、クラウドの利用ということは想定しつつ、それについての具体的な検討は、更に後の段階でということであったのかなと理解しておりますけれども、ほかの先生方、何か補足いただける点があればと思いますが。

○上田委員 では、上田でございます。

私の記憶も、垣内座長とほぼ同様でございます。クラウド技術とODRの関係に、直接フォーカスが当たって議論されたということはないのかなというふうに考えております。

関連をしますと、クラウドというより、現在様々な法領域で問題となっております、プラットフォームの関係はどうかということは、かなり意識して議論したというふうに記憶しております。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

佐成委員、よろしいでしょうか、今のお答えで。

○佐成委員 佐成でございます。

ありがとうございます。大体、議論の経緯は分かりました。

紛争の関連資料は、事件記録を含めて、クラウド上で随時アクセスできると、事件処理の迅速性や関係者の利便性が非常に高まるだろうということが、ちょっと念頭にあったものですから、発言した次第でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

ほかにも御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、先に進ませていただきたいと思います。と存じます。

続きまして、本日の配付資料で申しますと6と7ということになりますけれども、シンガポール条約との関係につきまして、これは、法務省民事局から御説明を頂けるということで、よろしく願いいたします。

○法務省民事局 それでは、法務省民事局の福田から、資料6と7の説明をさせていただきます。

先月行われました法制審議会の総会におきまして、仲裁法制の見直しについて諮問がされたところでございます。それを踏まえまして、法務省では、仲裁法制部会が設置され、来週の金曜日に第1回の部会が開催される予定であり、準備を進めているところでございます。

この仲裁法制の見直しに関する資料が資料6になります。今日は、シンガポール条約との

関係を中心に説明したいと思いますので、資料6については、簡単な説明にとどめさせていただきたいと思います。資料6の「これまでの検討状況」というところにあります「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」が今年の7月に報告書を取りまとめており、その主な内容が、こちらの1, 2, 3と掲げられたものになります。

一つ目は、我が国の仲裁法は平成15年に制定されておりますが、UNCITRALのモデル法を前提としたものでございます。このUNCITRALのモデル法は平成18年に改正がされておりますけれども、この点について我が国の仲裁法は未対応ですので、これが一つ目の見直し対象とされております。

二つ目は、今回のこの検討会とも関係の深い調停による和解合意についての強制執行を可能とする制度の構想が論点として挙げられております。

3点目は、仲裁手続でも裁判所が関与する場面がございますけれども、その場面での管轄規律や、外国語資料の和訳添付の省略を認めてはどうかというものが、検討の項目として挙げられております。

この研究会での取りまとめの内容は、法制審議会の部会においても非常に参考になるものと考えておりますので、この3点については仲裁法制部会でも取り上げる予定でおります。もちろん、仲裁法制部会で議論される項目はこれらに限られるものではございませんが、メインとなる論点は、この3点になろうかと考えております。

続きまして、資料7、調停に関するシンガポール条約について説明をさせていただきます。

今申し上げたように、仲裁法制部会では、調停による和解合意の執行力の付与についても検討することにしておりますけれども、この仲裁法制部会では、調停に関するシンガポール条約への加入そのものの当否について議論する予定はございません。ですので、先ほどのODR活性化検討会の取りまとめにもありました国際的な潮流の一つとして、こういったシンガポール条約というものができ、それを踏まえて国内法制を整備するとすれば、どのようなものになるかといったところを議論することが、仲裁法制部会に与えられた役割であると考えております。

このシンガポール条約は、資料7の「概要」のところにありますように、国際的な商事調停により成立した和解合意について執行力を付与するなどの共通の法的枠組みを定めるものでございます。2018年12月に国連総会において採択されたもので、現在、署名国は53か国であり、アメリカや中国も署名国に入っております。この資料では、まだ「発効予定」となっておりますが、今年9月12日にシンガポール条約は発効しております。締約国については、一つ増えまして、現在6か国になっております。シンガポールを始めとする国が締約国に入っております。

この署名国53か国というのは、仲裁判断における承認執行について定めたニューヨーク条約、これは日本も入っておりますが、このニューヨーク条約が採択されたときの署名国の数を大きく上回るものであり、国際的なインパクトはかなり大きいものと考えております。ただ、現状、日本はまだこのシンガポール条約に署名はしていない状況でございます。

このシンガポール条約を仮に締結するとして、それに伴う国内法制を整えるに当たっては、この資料にあります「国内法制との整合性」といったところが、非常に大きな論点となってまいります。

御承知のとおり、我が国におきましては、調停といいますと、やはり裁判所における民事

調停，家事調停，これが非常に大きなウエイトを占めておりまして，年間数万件の利用があるところがございます。こちらについては，既に，そこで行われた調停調書に執行力が付与されておりませんが，裁判外紛争解決手続における和解合意につきましては，執行力は与えられていないというのが現状です。ですので，この点との整合性をどのように取っていくのかというのが，一番大きな論点になってくるものと認識しております。

もう少し具体的に御説明いたしますと，「概要」のところにも五つ項目がありますけれども，この点について，具体的な検討が進められるものと認識しております。

まず，シンガポール条約は，先ほど申し上げたように，裁判外で行われる調停が対象となっております。この民間の調停人，調停機関については，特段シンガポール条約では制限がございませんが，このあたりをどのように考えていくのかというのが，一つの論点になります。

二つ目は，シンガポール条約は，国際的な和解合意というものが対象となっております。この国際性というものをどのように考えるかというのは，いろいろな議論があるところがございますが，この仲裁法制部会においては，この「国際性」という要件について適切なくくりができるのかどうか，その必要があるのかどうか，国内にまで対象を広げるべきかどうか，こういった形での議論が進むものと認識しております。

3点目は，シンガポール条約は，商事に関する紛争が対象となっております。正面から商事というものの定義付けがされているわけではございませんが，具体的には，消費者紛争，個別労働紛争，それから家事紛争が，シンガポール条約の対象から除外されております。消費者紛争と個別労働紛争については，仲裁法におきましても附則で特別の扱いがされておりますので，その並びも意識しつつ，議論がされるものと思っておりますが，この家事紛争についてどのように扱うかというのは，こちらの検討会の議論状況等を踏まえて考える必要があるだろうと思っております。

4点目，「裁判所が所定の要件について審査」と書いておりますけれども，裁判外で行われた和解合意は，全く裁判所が関与しない状況で作られたものになります。これには，様々な内容のものが含まれることが想定されますけれども，先ほど申し上げた国内法制との整合性，つまりは，現行法上，執行力が認められているのは，基本的に裁判所の関与の下で作られた調停調書，ほかには公証人が関与したというような執行証書もありますけれども，そういった公的な関与が経られていないものについて，どのような形で手当てをしていくのかという観点から，一定の要件の下，裁判所が執行力を付与するための手続が想定されているものと理解しております。

今申し上げたような点が，具体的に仲裁法制部会でも議論がされるものと思っておりますが，この議論の状況については，また適宜，機会がありましたら，こちらの検討会でも説明等をさせていただければと考えております。

私からの説明は以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは，ただいまの御説明につきまして，何か御質問等ありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

では，斉藤委員，お願いします。

○斉藤委員 弁護士の斉藤睦男です。

今、御説明いただいたシンガポール条約のことですけれども、私の記憶だと、今年の2月の時点で、EUが署名していなかったと思います。その後どうなったのか、EUも署名国になったのか、なっていないのか、なったとしたらいつなのか、なっていないとすれば、なぜEUが署名しないのか、そのあたり、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○垣内座長 よろしいでしょうか。

○法務省民事局 法務省民事局の福田でございます。

今の点ですけれども、少なくとも9月12日に条約が発効した時点では、EUはまだ署名はしていないものと認識しております。最新のものについては、追ってフォローさせていただきたいと思います。

署名していない理由につきましては、我々も十分に把握できていない状況ですので、こちらも、引き続き見ていきたいと思っております。

現在申し上げられるところは、以上です。

○斉藤委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

出井委員からお願いします。

○出井委員 出井でございます。

斉藤委員から御質問の件ですが、これ、是非政府の方でも情報収集はしていただきたいと思います。EUというのは、非常に大きなプレーヤーということになりますので。

これ、私どもの仲裁コミュニティーとかADRコミュニティーで収集した情報によりますと、これも断片的な情報なので、果たしてどれだけリライアブルかどうかという問題はありますけれども、一応こういうふう聞いております。EUは、加盟国が二十何か国かありますが、入るのであればパッケージで入ることなので、それで、加盟国間で協議をしているために遅くなっているというふうに、その情報ソースの人は言っています。

ただ、これ、恐らくこの手の問題というのは、いろんな情報が飛び交うと思いますので、是非政府の方でも情報収集をしていただければと思っております。そういう留保付きで、情報提供いたします。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのようなことで、法務省におきましても、情報提供を可能な限りでお願いできればと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○法務省民事局 はい、分かりました。

○垣内座長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、よろしいようですので、この点については、今日はそのあたりにいたしまして、更に先へ進みたいと存じます。

この検討会の、今日は第1回ということですが、今後の進め方につきまして、事務局から少し説明を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

○渡邊参事官 資料1をお手元に御用意ください。

先ほど御説明したとおり、本検討会では、3の検討事項に記載の3つのテーマについて御議論いただきたいと考えております。

その検討順序でありますけれども、まずは、3の(2)にございます民間紛争解決手続に

おける和解合意への執行力の付与について、次いで、(1)のODRの推進に向けた裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律の見直しについて、これに関連して、(3)のODRにおける認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方について、検討を進めていただきたいと考えております。

また、今申し上げました(1)、(3)の検討に当たりましては、IT、AI技術の現在の到達点ですとか、将来的な展望を踏まえた現実的かつ段階的な検討が必要であろうと考えておりますので、先ほど垣内座長から御紹介いただきましたように、マトリックス形式でイメージ化されたODRの進行フェーズのうち、ODRの導入・発展フェーズをまずは念頭に置いて、ADR法に関する法令・ガイドラインの見直しの要否等について御議論を頂き、続いて、海外の動向ですとか将来的な展望を視野に入れつつ、ODRの進化フェーズにおける諸課題についても御示唆を賜りたいと、このように考えているところでございます。各テーマの検討事項、具体的にいろいろあるかと思いますが、それはまた、追って、その段階で御説明をさせていただきたいと考えております。

なお、最初の検討テーマとして申し上げました執行力の付与につきましては、その是非につき、ADR法制定当時から様々な御意見があるところで、直近の平成26年のADR法に関する検討会報告書でも、今後も検討を続けるべき将来の課題とされたところでございまして、今回の検討に当たりましては、改めて認証紛争解決事業者などの関係者の皆様から、幅広く御意見を賜りたいと考えております。

その方法としましては、ヒアリングやアンケートを実施することを予定しているところでございまして、現在、アンケートの素案について検討しておりますので、次回の検討会において、そのアンケートの素案について、皆様から御意見などを賜りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○日本弁理士会 弁理士の小林でございます。

1番目の検討事項の執行力の付与についてでございますが、現在の法制下で、執行力が付与された案件というのは、例えば、仲裁判断書きの執行力の付与とか、そういったものがどのくらい付与されているのかを、そういったデータをお持ちでしょうか。

すみません、質問の趣旨は、ADR認証を受けていたとしても、やはり民間調停がなかなか進まないというのは、お客様筋が執行力がないからということをおっしゃることが多いんですね。執行力があるというだけで、使ってみるかなという気持ちになるのか、あるいは、実際に執行力があると何らかの問題があるのか、現状、執行力の行われ方というのを教えていただいたら、また議論の資料になるかと思えます。よろしく願いいたします。

○垣内座長 そうですね、現在は、ADRにおける調停合意、和解合意については、それ自体としては執行力の付与をする制度がないという状況で、その場合によりまして、執行証書を作成するですとか、あるいは、裁判所の起訴前の和解を利用する、あるいは仲裁判断の形式を採って、執行力を付与できる形にするというような取組は、されている例が実際に、数については今、ちょっとここで申し上げることでできませんけれども、存在するのではないかと、いうふうに思われます。

他方、今の御質問は、仲裁判断そのものについての執行力の付与の例の件数と申しますか、ボリューム感はどうなのかというお尋ねかと思えますけれども、現在、日本で仲裁判断そのものの数というのが、かなり限られたものかなというふうに認識をしておりますけれども、その中で、どの程度のものが実際に裁判所で執行決定を付与されているのかということについては、ちょっと私、今、手元でその統計等を持ち合わせていないということですのでけれども、どなたか御知見をお持ちの方がおありでしたら、お願いできればと思えます。

じゃ、出井委員。

○**出井委員** 小林先生の御質問は、仲裁判断を執行した例がどれくらいあるかという、そういうことでしょうか。

○**日本弁理士会** そうですね。現実的には、今、仲裁判断に対するものしか可能じゃないかとは思っております。

○**出井委員** ここで問題になっているのは、調停で成立した和解への執行力の付与ということなので、恐らく関係があるのは、仲裁法38条1項決定に基づいて、成立した和解を38条1項決定にしたのがどれくらいあるのかで、さらに、それが本当に執行にかけられた例がどれくらいあるのかと、そういうことではないかと思うんですが、純粋な仲裁手続の判断がどれくらい執行されたかというのを、その関係で必要なんでしょうか。

○**日本弁理士会** いや、もちろんそれが直接必要ということではございません。ですので、出井先生のアドバイスに従って、より近いところでどうなっているかというのが分かれば、よりなお有用だと思います。ありがとうございます。

○**出井委員** 仲裁判断が執行された例というのは、こちらの方は割と簡単に出てくるんじゃないかと思うので、その統計もあればもちろん知りたいんですが、恐らく関係するのは、38条1項決定をした例がどれくらいあるのかということではないかと思えます。それに加えて、さらに、座長がおっしゃったように、執行証書にした例がどれくらいあるのか、それから、訴え提起前の和解にした例がどれくらいあるのかという、そういう資料があるかどうかということだと思えますね。

○**垣内座長** ありがとうございます。そこまで細かい資料があるのかどうか。

じゃ、お願いします、法務省。

○**法務省民事局** 法務省民事局の福田でございます。

お尋ねの点の一部しかお答えができませんけれども、こちらで入手しております文献によりますと、これは飽くまで東京地裁本庁における数字ですが、平成16年から平成28年までの13年間で、仲裁判断の執行決定が34件と紹介されてます。

仲裁判断の38条1項決定については、我々の方では数字を持ちあわせておりません。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

東京地裁の例ということで、今の数字の御紹介がありましたけれども、差し当たりのところはそういうことでよろしいでしょうか。

○**日本弁理士会** はい。追ってまた、資料が提出いただけるのであれば、なおいいかと思えますが、どうもありがとうございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

もし資料があるようであれば、適宜また御提供お願いできればと思えます。

それでは、ほかに御質問等ございますでしょうか。

齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 弁護士の齊藤です。度々で、すみません、

今の御質問の裏面にあたることとして、履行率の問題があります。判決と訴訟上の和解についての完全履行率と一部履行率については、以前、判例タイムズの1409号だったと思いますが、アンケート調査結果が公表されております。判決の完全履行率が約20%であるとか、それに対し、訴訟上の和解の一部履行率が87%で90%に近いとか、そういうかなり参考になる数字が出ております。そのような統計数値を、是非情報共有できればいいと思います。それから、逆に、民間ADRでの和解に関しては、こういう履行率についての調査はないはずで。そうしますと、ある程度の感触になると思うんですけども、成立した和解条項について、例えば、権利者の側から、せっかくADRで和解が成立したのだけれどもお金を払ってもらえないといった苦情が年間どれぐらい来ているのか、是非アンケート調査なり、あるいはヒアリング調査される場合の項目の一つとして、そういった履行されないことについてのクレームや苦情がどの程度発生しているのかを加えていただくと良いと思います。これは、質問というよりも、希望、意見ということになります。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

今御指摘であったのは、まず、訴訟の場合における判決とか和解の履行率についてのデータがあるようであれば、それも議論の基礎とすることができるのではないかというお話と、それから、あわせて、正にADRの場合についての履行率について、今後行うアンケートやヒアリングの際に、一つの項目として注目してよいのではないかというお話であったかと思えますけれども、この点について、何か事務局からございますでしょうか。

○渡邊参事官 先ほど申し上げましたように、現在事務局ではアンケートの素案を検討中でございます。ただ今の御意見も踏まえて、どういった調査事項とするのがよいのか、少し考えさせていただけたらと思います。

いずれにしても、次回の検討会には、資料として配付させていただきたいと思っておりますので、皆様で更に御議論いただけたらと考えております。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

そのようなことでよろしいでしょうか、齊藤先生。

はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにありますか。

佐成委員、お願いします。

○佐成委員 佐成です。

今、履行率について、アンケート項目に加えるということですが、それはそれで非常にいいことだとは思いますが。けれども、従来の執行力の議論で、執行力を付与する必要性が少ないと言われていたのは、要するに、当事者が任意に解決の合意をするということは、任意に履行する可能性も比較的高いということの一つの根拠にしていたかと思えます。なので、履行率を単純に出してしまうと、場合によっては比較的高めに出してしまう可能性があって、そこから直ちに要る、要らないという議論をすると、執行力付与の制度設計にとっては、ネガティブな印象を与える可能性もあると思えます。そこら辺は、ある程度注意深く慎重にその

データそのものを取り扱って、あくまで一つのデータとして考える必要があるのではないかと
ということだけ、この段階で、ひと言申し添えておきたいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

データが出てきたとして、その評価についての御注意を頂いたということかと思えますけ
れども。

ほかには何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ほかにないようでしたら、今日は第1回の検討会とい
うことでもありますので、今まで既に話題となった検討事項、あるいはこれに関連する様々
な事項につきまして、どの点でも、どの先生からでも結構ですので、自由に御発言を頂けれ
ばと存じますけれども、いかがでしょうか。

上田委員、御発言おありですか。

○上田委員 ありがとうございます、上田でございます。

どなたも御発言されないなら、せめて口火をという程度の意図でございましたけれども、
資料1の3の検討事項にございました(2)の和解合意への執行力の付与、これはもう、先
ほど御紹介いただきましたシンガポール条約との関連等から、既に法制審の方でも御検討い
ただくということなので、それと歩調を合わせながら、こちらの検討会でできることを、議
論を進めていただきたいと考えております。

その後、というふうに位置付けられておりましたけれども、(1)のODRの推進に向け
た裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関連の規律という点について、一言申し上
げたいと存じます。

先般のODR活性化検討会におきましても議論が出ましたけれども、ODRは今後民間の
力を活用して、ODR事業者のようなものが、いろいろなODRサービスを提供していくと
いうことが望ましい、一つの形なのではないかと考えております。その際に、ODRの設計
につきまして、どこまでが許されて、どこからが許されないのかという線引きが、なかなか
難しい局面もあるという議論があったかと記憶しております。

そういう意味で、現行法、それからガイドライン等を通じまして、現在必ずしも明確とは
言えない点、グレーなゾーンがあるのであれば、それをガイドライン等で明確化することによ
って、かえって自由なODRの設計を支援することができるのではないかと考えておりま
す。ですので、ガイドラインを定めるというのは、決して規範でがちがちに規律していく
というだけではなくて、自由なODRの設計の在り方を考えるということにつながるというこ
とで、まだ非常に総論的な段階ですけれども、そういった観点から議論を進めさせていただ
ければと考えております。

差し当たり、以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。大変貴重な観点を御指摘いただいたかと思います。

ただいま検討事項の(1)についての御発言があったわけですけれども、その点でも、ある
いはほかの点でも、何かほかに。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 渡邊です、よろしくお願ひいたします。

検討事項の(3)について、ODRについてお話をさせていただければと思います。

今回、ODRの活性化検討会から、このODR推進化検討会ということで、日本でもODRの普及に向けた議論はこれから進展していくという段階だと思うんですが、やはり今回のコロナのこを受けまして、諸外国の例を見てみますと、やはり非常に動きが速いなというふうに感じております。特に、先ほど垣内先生が御説明をしてくださいました、資料3の14ページの段階でいいますと、第3段階の進化フェーズを視野に入れた様々な技術開発ですとかサービスの導入が始まっているところですので、せっかく今回、このような検討会という機会があるということですので、そちらもやはり視野に入れて、活発な議論がこれからされるとよいのではないかなというふうに、感想を述べさせていただきました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのあたりの外国の動きも含めて、渡邊委員を始めとして、是非いろいろと情報提供、御提言いただければというふうに思っております。

ほかには何かございますでしょうか。

出井委員、お願いします。

○出井委員 今、渡邊委員からも御指摘があったし、ほかの方からも御指摘あったんですが、やはりODRをめぐる動きというのは、本当に急激に速くなっているというふうに思います。これは、一つには、現在の新型コロナウイルスの問題が一つ寄与しているかと思えます。

先ほど、自己紹介のときには申し上げませんでしたでしたが、私、今、日本国際紛争解決センター（JIDRC）という、仲裁及び調停の審問施設、手続会合を行う施設を運営する組織の副理事長をしております、実は今日、午後2時からそちらのオープニングセレモニーがあるわけですが、現在、国際仲裁、国際調停はどういう状況になっているかという、人の移動ができませんし、また、人が集まるということ避けなければならない状況になっておりますので、オンラインを使わざるを得ないんですね。これは、国際調停、国際仲裁にとどまらず、弁護士会ADRを始め、国内のADRでも、やはり会って会合をすることに対する抵抗が、これは機関側でも強いし、それから当事者、代理人の側でも強いということで、多くの手続がオンラインで行われ始めたという状況にあります。

ODRの活性化検討会で取り上げられたODRというのは、そういう、今までやっていたADRを、テレビ会議システムを使ってやるとかということだけではなくて、さらに、チャットベースでどんどん手続を進めていくということなので、もっと広がりがあるものではありますが、今までやっていた従来の仲裁ADRの世界でも、もうオンラインは当たり前のことになってきているという状況がございます。したがって、私ども、今度JIDRCの立場で申し上げますと、審問施設を作ったけれども、果たしてそもそも審問施設なんて本当に必要だったのかということが言われるわけですが、ただ、やはりそれでも、一方当事者だけ審問施設に来て、それで、Zoom等を使って海外にいる当事者と接続して手続を行うということのニーズはあるようで、結構予約は順調に埋まっているという状況です。

そういうことも含めて、今回、ODRを改めて、活性化検討会の取りまとめが行われたのが3月半ばでしたから、そこからも更に状況変わっているということで、ここで改めて最後、時間があれば、進化フェーズも含めて、是非この検討会で議論を頂ければと思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

確かに、ODR活性化検討会の時点では、まだコロナということではありませんでしたの

で、今日こういう状況になるとは、余り予想しない中での議論だったということですが、そのことが象徴的に示しておりますように、非常に動きの速い世界であるということは、御指摘のとおりかと思っておりますので、こちらの検討会を進行するさなかにも、様々な動きがまた出てくるということもあろうかと思っておりますが、是非そのあたりについても、委員の先生方から積極的に御意見を提供いただいて、活発な議論をできればよいのかなというように感じるところです。

ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

小澤委員、お願いします。

○小澤委員 小澤です。

今、渡邊先生や出井先生から御指摘があった、進化フェーズについての議論というのは、私も賛成です。垣内座長もおっしゃったとおり、前回の活性化検討会における議論の前提には、コロナのことはなかったわけで、今の政府の動き等を見れば、やはりそういったことを見据えての議論が必要なんだろうと、私も思っています。

執行力についての話も、若干していいですか。

○垣内座長 はい、お願いします。

○小澤委員 少し、先ほどの進化フェーズの話からすると小さい話になってしまうかもしれませんが、申立人側の利用者にとって、やはり合意内容の履行性の確保の向上というのは、大きなメリットになるものであると思いますので、そういった意味においては、ADRにおける合意について、執行力を付与するという方向性については、賛同をしています。もともと、対象となる事件の範囲等については、今後議論が必要なのかなと考えています。

それに加えて、合意内容の履行性の確保の向上というのは、ADRやODRの利用促進には不可欠な要素だと思いますので、執行力の付与の対象にならない合意についても、その合意内容の履行性の確保の向上のための施策について、検討会で議論をしていくべきではないかと考えています。

○垣内座長 執行力が付与されないようなものについても、合意の履行がきちんと確保されるような施策の在り方について、議論ができないかという御趣旨ですね。御意見を踏まえて、また今後の議論の進め方について検討するということになるかと思っております。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

佐成委員、お願いします。

○佐成委員 まだこの段階では、具体的な意見を申し上げるものではございません。私自身が執行力に関して若干感じたところだけを、申し上げておこうと思います。

一つは、先ほど履行率の話をしたときに、そういうデータを取った場合には注意が必要で、データそれ自体は現状認識のためには重要だとしても、そこから直ちに将来における執行力の要否の議論を単純に導くべきではないと申し上げました。むしろ大事なのは、先ほど座長から御説明がありましたODR活性化検討会報告書にもありますとおり、執行力の付与がADRの潜在的ニーズを掘り起こすことに繋がるかどうかだと思います。つまり、既に合意が成立したものの履行率を単純に向上させるのではなくて、これから紛争解決に向けて努力しようとする多くの人達の潜在的ニーズを掘り起こすことがより大切だと思います。その意味では、執行力があるということは、一般論としては、紛争の実効的解決を目指す当事者に

としてはADRが選択肢として非常に魅力的に映るだろうと、ビジネス上も感じられるところでは。

もともと、潜在的ニーズがどの程度存在するのかということ自体は、データのにもよく分かりません。けれども、民間型ADRを選択しながら最終的に合意に至らなかった理由が、執行力がなかったからということならば、それも潜在的ニーズとなり得ます。あるいは、そもそも民間型ADRに執行力がないから、そんな手続に時間をかけるよりも、当初から既に執行力のある民事調停とか、仲裁をすれば、あるいは端的に訴訟をしておしまおうとか、そういうような動きも当然あり得るわけです。その意味でも、潜在的ニーズというのはまだまだ存在しているということは、実務上も感じられます。

つまり、われわれの日常には、非常に多くの様々な紛争がありまして、eコマース上の紛争とか、そういったような中でも、なかなか民事調停や訴訟に持ち込みにくいものもあります。私もボランティアで公共の法律相談をやったりすると、非常に少額で民事調停や訴訟に持ち込むほどではないけれども、ビジネス上もなんとか解決してあげたいなという案件があるわけですね。そういったものについて、わずかでもお金に関わるものですと、やっぱり執行力がないと、相談者には余り魅力を感じてもらえないんですね。口約束はこれまで何度もやって、それをほごにされたから、わざわざ相談にやって来たというのが、結構身近な法律相談でございます。ですから、金銭債権に関しては、やはり多様なADR機関に執行力を付与しておくというのは、かなり魅力的な選択肢を用意することになりますので、潜在的ニーズの掘り起こしには有効かとは思いますが。

もちろん、執行力を付与することに伴う弊害には慎重な議論が必要であることは言うまでもありません。

それから、もう一つ、私、前回、十数年前の最初のADR検討会の委員をやりましたが、そのときの議事録は公開されております。そのときの議事録を今回読み返してみたんですが、当時は執行力について、私は慎重意見を述べております。

議事録上は、執行力が不要だとも述べております。けれども、その趣旨は、初めて認証という制度を入れるという局面でしたので、認証が制度として非常に重いものになってしまう、執行力という強力な法的な効果を付与すると、非常に認証制度が重たくなって、民間ADRの活性化や拡充という方向性と相容れないのではないかという、経済界の懸念として申し上げたと記憶しております。周辺のいろんな方からお話を聞いても、やはり、あんまり規制を強化し過ぎちゃうと、それだったら要らないというふうな話になってしまうというところがあるように感じます。先ほどもちょっと冒頭申しましたけれども、執行力を入れるんだから、かなり強力な規制を入れないと駄目だという形になりますと、経済界の方でも、それなら無理には要らないんじゃないかという議論が出てくる可能性があるんで、そういったところもあらかじめ申し上げておきます。

私個人は、執行力付与という方向性については、ある程度は、国際的な流れも考えると、やむを得ないのではないかというふうには思っておるんですけども、ただ、経済界全体がそういう方向になるのかについては、若干疑問もありますので、議論をゆっくり慎重に進めていきたいというのが、現状でございます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。大変貴重な視点かと思われま。

今御指摘のあった点は、一つには、実際に成立している和解が、例えば履行されていないというような形で執行力の必要性が顕在化する場面がどの程度あるのかという問題と、潜在的に和解になってない、あるいは、そもそもADRの利用に至っていない事例に対して、執行力付与の制度ができることが、どういうインパクトをもたらすのかということ、両方とも視野に入れて考える必要があるというお話と、それから、執行力を仮に付与とした場合に、その制度設計の在り方によっては、かえって規制強化のような形になりかねないということもあるので、その点についても配慮が必要であるという点の御指摘を頂いたかなというふうに理解をいたしました。

いずれも重要な御指摘かと思しますので、これを踏まえて、更に議論を進めさせていただくことになるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○日本土地家屋調査士会連合会 すみません、土地家屋調査士会です。

実務家からのお願いというベースで、ちょっとしゃべらせていただきたいんですけども、先ほども全国50会をつなげて、オンラインの相談調停をやっているという話をする中で、当然認証の変更が必要になってまいります。そのときに、土地家屋調査士会50会のうち、25会が認証を受けているときに、25会には変更申請をさせていただくと。取っていないところは、当然運用でいこうとかいう議論ができるわけですけども、取ったがばっかりにという言葉はおかしいんですけども、そういうところで、変更の申請が出てきますし、会によっては、この25会の中では、認証をやめてしまおうじゃないかというところも実際出てくる中で、ここでお願ひしたいのは、(1)ですけども、関連法規の規律の見直しをしていただくという中で、できるだけ実務家としても使い勝手のいい、余り縛ることのないような見直しをしていただければなと思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

正に検討事項の(1)に関わる点ということで、今後オンラインの活用といったことを考えたときに、現在の認証制度が足かせとなるような形で機能することはまずいだろうという観点の御指摘かと思ひます。どうもありがとうございます。

ほかに何か、更に御発言等ございますでしょうか。

○日本弁理士会 度々、オブザーバーなのにすみません。弁理士会から参りました小林純子でございます。

小澤委員の執行力に関しておっしゃったことが、私どもが関与している知的財産に関する紛争解決にやっぱり重要なことと思っております。執行力があるということについて、あるからこそ意味があるという考え方と、それから、執行力があるから怖いという考え方とありまして、私どものお客様筋で、なぜ使ってもらえないかというアンケートをしますと、執行力がないから使っても仕方がないといったところと、それから、私ども仲裁もサービスしてございますけれども、1回で決まっちゃうというのが、それで負けてしまったら、会社で上に説明ができないと、裁判で負けたんだったら仕方がないと、そういう考え方なんです。

そうすると、執行力があってもなくても、結局は使ってもらえるかどうかということが不確かになってまいります。そもそも民間の機関による和解の締結というのは、納得しなければ締結しないで済むという制度でございますので、執行力が怖いということであれば、嫌な

和解案に合意しなければいけないので、やはりそこは、民間のADR機関、特に調停についての理解が不足で、使っていただけないというところもあるようだと思いますので、執行力は執行力で付けて、それが有用な事案もあるかと思うんですね。ごまかして和解に合意して、逃げちゃうというケースもしばしばあるようにも聞きまして、知財の関係だったらそんなことはないんですけども、やはりいろんな事案に便利な手段というのを用意しておくというのは、いいかと思うんですけども、本来の調停というのはどんなものかという宣伝がまだ、広報というんですか、それが行き届いていないというところもあると思いますので、非常にいろいろな多面的な考えで皆様の御意見を出していただいて、私ども参考にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

一部の分野では、執行力に対するニーズが現実には感じられているところもあるのではないかと、あるいは、それとともに、そもそも執行力の付与の対象になるADRにおける手続が、どういう性質のものであるのかといったことについても、更に啓発が必要などころがあるんじゃないかというような御指摘も含まれていたかと思っておりますけれども、いずれも重要な点かと思われま。

ほかに、委員の先生方等から御発言ありますでしょうか。

上田委員、お願いします。

○上田委員 上田でございます。

喫緊の課題は執行力ということですが、頂いた資料1の検討事項の(3)の守秘義務の在り方について、既に御承知のことも多いかと思っておりますけれども、一言付け加えさせていただきますと、現在、裁判手続のIT化に向けての立法作業が法制審議会で進んでおりまして、その中で、訴訟記録のデジタル化も取り上げられる予定と認識しております。

一方、ADR、ODR機関が保有する個々の事件に係る紛争情報も、先ほど佐成委員がクラウドというところで御言及いただいたとおり、今後はデジタル化が進むことが予想されます。また、資料3の取りまとめの中でも言及があり、また、垣内座長から先ほど御説明いただきましたけれども、ODRの議論の射程は、紛争認知に係る検討フェーズから、ADR、ODR利用後の民事訴訟フェーズまで幅広に及んでおりますので、実際には、個々の紛争の発生、認知、検討から、その解決に至るまで、複数の機関が連携することがあるかと思わ

す。そこで、垣内座長からも御言及ありましたが、取りまとめの24ページ辺りに、守秘義務との反対にあるものとして、守秘義務を明確にすると同時に、ADR、ODR機関間のデータ連携の可能性や、その要件とか方式についても、議論しなければいけないのかと思わ。これは、恐らく先ほど御議論ありました第3段階、進化フェーズにおきまして、ODR諸機関がどのように連携して、国民に対して総合的な司法アクセスを提供していくのかということに関わると思わ。守秘義務と同時に、そういった情報連携の在り方がどのように可能なのか、個人情報保護であるとか等々との関係も含めて、議論をさせていただければと考えております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

検討事項(3)について、ODR活性化検討会での議論を踏まえた御意見を頂きましたけ

れども、確かに、従来ADRと裁判手続というような形での連携の可否というか在り方について、いろいろ議論をされてきたところですが、今般、ODRを考えたときには、さらに相談段階等から含めて、一連の流れの中でどういう形で連携がどこまで可能なのかというようなことについて、更に検討を深める必要があるということかなと思います。是非（3）の検討の際に、いろいろと御議論いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに何か御意見等、さらにございますでしょうか。

大体、本日のところは、頂ける御意見は頂戴したと考えてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。第1回から大変活発に御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日の議事の本体は、そろそろ以上ということにさせていただきます。次回ですけれども、次回の第2回の会議、これは、10月28日の水曜日、午後3時から午後5時までということで予定をしております。場所については、法務省の赤れんが棟3階の第1教室と伺っておりますけれども、詳細は後日また改めて事務局から御連絡があるかと存じます。

それでは、本日の会議はこれで終了ということにさせていただきます。

第1回から活発に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。次回もどうぞよろしく願いいたします。

—了—